

随意契約理由書

件名	西クリーンセンター 火格子購入	
契約業者名	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	
随意契約の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>ごみ焼却炉の火格子とは、ごみ等の固体を燃焼する時に、焼却物を支えて、かつ、焼却用の空気の通路となり、焼却物を取り出し易い構造にした炉底構造物である。この火格子は、ごみ焼却によって850℃以上の過酷な状況と、ごみ焼却灰の接触による摩耗が発生するため、焼却炉停止中、定期的に交換を行うため在庫を補充しておく必要がある。</p> <p>西クリーンセンターの焼却炉は、三菱重工業(株)が都市ごみ焼却炉として独マルチン社より技術導入を行い、材質・品質・形状等、技術的に独自の改良を加え設計製作据付等の施工をしたものであり、火格子等の部品も他社の製品では代用できない。</p> <p>焼却炉・火格子の製造会社である三菱重工業(株)は当該物品の販売を行っておらず、本件については、三菱重工業(株)より機器の販売・点検・補修等について業務を移譲された上記業者からしか購入が不可能である。</p> <p>以上の理由から、上記業者との随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	環境局事業部西クリーンセンター	(電話番号 078-974-2005)